

「交通事故をなくす運動」北区推進本部要綱

趣 旨

最近激増しつつある交通事故、とくに死亡事故の絶滅をはかつて人命の安全を確保するため、大阪府・大阪市が中心となって結成された「交通事故をなくす運動」連絡協議会の趣旨にそって、全北区民協力のもとに人命尊重の思想を高めるとともに、正しい交通ルールを守るよう関係諸団体が一体となってこの運動を強力に推進しようとするものである。

推進本部の組織と役員

1. この運動を推進するために、次の各種団体をもって「交通事故をなくす運動」北区推進本部を結成し、北区における運動の推進母体とする。
 2. 推進本部に次の役員をおく
本部長 1名
 <現に北区長の職にあるもの>
参 与
 <現に曾根崎・天満・大淀警察署長、北消防署長の職にあるもの>
 3. 事務局
事務局長 1名
 <現に北区役所地域課長の職にあるもの>
なお、この運動の推進本部事務局を北区役所地域課内におく。
 4. また、北区内各地区ごとに各種団体代表者をもって地区実行委員会を結成し、その受持地区において、この運動の自主的な実践にあたる。

運動推進要綱

- (1) 推進本部は、府要綱に基づき全区民に広報するとともに、地区実行委員会に伝達してこれの実践にあたる。
- (2) 地区実行委員会は、この運動の趣旨にそって、それぞれ自主的な運動を企画し、また機会あるごとにこの運動の趣旨の普及につとめる。
- (3) 地区実行委員会は、この運動の効果を挙げるうえに適切な意見があるときは推進本部に連絡する。
- (4) 推進本部は、交通事故防止についての意見を積極的に関係行政機関に連絡し、その実現をはかる。
- (5) その他、この運動の目的達成に必要な事業。

会議

会議は本部長が召集し、推進方策、その他を協議する。